光町だより

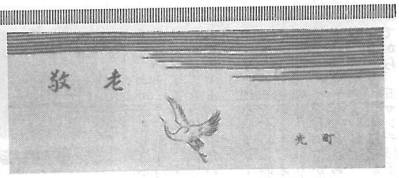

発行所　光町役場
匝瑳郡光町宮川5,454の5　電話横芝242・243

納税告知板

昭和36年度

県町民税　第三期
国民健康保険税　第三期

＜10月1日より10月31日まで＞

昭和三十六年度産米予約売渡しの推進状況について

本年は稲作にとって最も理想型の天候であったことがうかがはれ、従って順調に生育が促進された事も例年に比を見ない現象であり、結果的に良質多収穫の実が挙り、七ケ年連続豊作のトップに位する作柄であった事は稲作を主体に農業経営をすすめる生産農家にとって確かに喜ばしい実情と云ひませう。

更に収納作業も一段と捗って去る九月十六日の台風襲来の報が伝った頃は殆んど収穫が終った跡であり、このやうなことは今迄に全く経験しないケースであります。

現在（九月二十日）は予約売渡しのさ中であり大分多忙を極めて居りますが、売渡しの成績は別表の通り予約数量四一、五〇四俵に対し売渡し数量は二六、〇六八俵で指数は六三％であります。食糧事務所の見透しからしても九月末日迄に九十九％の売渡しが済ませられる推定のやうであります。農家経済の面からしてもこの成績で推進出来得ることが最も望ましいものであります

写真は産米出荷風景

昭和36年産米予約売渡状況

地区名	予約目標数量 A	予備予約数量	予約数量B	指数BA	9月20日現在出荷数C	指数CB	農家戸数
	俵 斗	俵	俵	%	俵	%	戸
吉田	14,342.2	14,593	15,271	106.47	10,695	70.03	371
日陽	9,950	10,761	12,306	123.68	8,710	70.78	268
南条	8,807.2	9,043	9,546	108.38	4,869	51·01	384
東浜	3,425	3,773	4,381	127.91	1,794	40.95	228
白合	36,525	38,170	41,504	113.63	26,068	62.81	1,251

議会だより

九月十五日午前九時から町議会定例会が招集され次の議案が付議されそれぞれ可決された。

議　案

一、光町文化財保護に関する条例の制定について

二、光町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

三、昭和三十六年度光町一般会計予算額の追加更正について

四、四〇八、〇〇〇円で総予算額は四一、九一一、二〇〇円であります。

九月一日　算議定の件

本年度に入り追加更正は第二回であって、才入才出の追加額は七、七五二、七二七円で累計総予算額は九、二一〇、二二七円であります。

四、光町国民健康保険特別会計（施設勘定）才入才出追加更正予算議定の件（東陽病院）

本年度第一回目の追加更正で才入才出の追加額は、四、四〇八、〇〇〇円で総予算額は四一、九一一、二〇〇円であります。

光町文化財保護条例制定

このたび、恩給法が改正されて旧軍人や旧軍属として戦地等に働いていた人の恩給に「地域加算」が認められることになりました。

次に、そのあらましを、お知らせしましょう。

まず、恩給の請求ができる人は、昭和二十一年二月一日まで、普通恩給を受ける権利の裁定を受けていない者（未裁定者）で法律の定める地域に勤務していた者に限ります。

加算とは、実際に勤務した年月に、一定の年月を加えて恩給年限とするもので、例えば三カ月加算といえば実際には一カ月しか勤務しないのに四カ月勤務したことにして恩給が給せられるというわけです。

そこで、今回認められた加算を具体的に認しますと、およそ次のとおりです。

▽戦地加算＝加算率は、三カ月以内で地域、期間により異なりますが、支那、南方地域等がこれに当ります。

▽算率は二カ月で、支那、満洲、仏領印度支那等が

★★★

基本選挙人名簿が9月15日現在で調製されます

公職選挙法の規定に基いて選挙管理委員会では毎年九月十五日現在により基本選挙人名簿を調製する事になって居ります。

この目的は選挙人を確認して有資格者はもれなく投票が出来るようにするため全国一斉に調製するものでありますが、光町に於いても次の要領により調製する事になって居りますので有資格者は示されたお期日までに必ず返すこと。その他細部について不明なことは役場総務課にお問合せ下さい。

1既に記入されているうちで間違って記載されているものは「イ」ンクにより訂正のこと。

2資格の要件は昭和十六年十二月二十日以前に生れた者で本年の六月十五日以前から光町に住んで居る者。

3区長（または組長さん）から渡された調査票は示されたお期日までに必ず返すこと。その他細部について不明なことは役場総務課にお問合せ下さい。

銃砲刀剣類の届けいで

狩猟期がきました。解禁を一日千秋の思いで待っていたハンターの気持の程が察せられます。

しかし、この時期には猟銃や空気銃の譲り渡し、譲り受けなど銃の移動が多くなるのが、毎年の例でありますが、公安委員会の許可を受けないで次のことに注意して下さい。

(1)猟銃や空気銃、刀剣類などを所持するには、公安委員会の許可を必要とするので必ず手続きをして下さい。また、美術品、骨とう品として価値ある火縄式銃砲あるいは美術品として価値のある刀剣類は文化財保護委員会に登録することになっております。

(2)昨年一年間に千葉県下で、これらの許可、登録を受けないで銃砲や刀剣類を所持していたため、検挙されたものは、銃砲三九六件（猟銃八三件、空気銃三〇七件、その他六件）刀剣類八三件（刀二七件、剣六件、あい口四三件、その他七件）もあります。特に空気銃は非常に多いので必ず許可を受けて下さい。

(3)これらの違反となった銃などの出所を調べて見ると銃砲店から買ったものは極めて少なく、何年も前に買って家にあったものとか、仲間同志で売買したものが多い。許可手続きを忘れないで下さい（他人名義の許可証は効力がありません）。

(4)許可証のない猟銃、空気銃、刀などを発見したときはすぐ警察へ届け出て下さい。

「八日市場警察署」

農事相談

サツマイモを家畜のエサに

光農業改良普及所

豚やにわと重しをするもうはすぎると失敗する。から

ない。エサが高すぎる。イモが安い……。こんな時には、イモを家畜のエサにするのが一番とくな方法です。イモをエサにする例を紹介いたします。

1 イモでぶるのサイレージ

十月上中旬がよく、オキナワ百号は葉の枯れあがりが早いので、やや早目の方が養分があってよい。つめ込みの方法は、天気のよい日に、つるを刈りとり、二〜三日かわかしてから、五センチ以下にこまかく切ってサイロの中でよくふみつけながらつめ込み空気をのぞき、最後にふたをしてしまをする。つまり水分が多すぎると失敗する。

2 イモのサイレージ

生イモをよく水で洗い、すりつぶすか、細切りにして、イモに対して二〇〜三〇%の米ヌカかフスマを混ぜる。あるいは六〜一〇%の切ワラを混ぜてサイロにつめる。又、切りワラをイモと層にしてつめ、滲み出る余分の水分を、これらの米ヌカや切りワラに吸収させる。つめ終ったら、空気の入らないように重しをする。このほかに、イモをむして、イモだけをつめる方法もある。

3 イモヌカ飼料

イモをすりつぶし、これに米ヌカ、フスマなどを約三割程度まぜて、水分を米ヌカ、フスマなどに吸収させ、ムシロかコンクリートの上に、うすくひろげて乾燥する。

家畜に与える時の注意として、乾いたイモにして全部のエサの三〇%程度以下が限度で、ヒナには、はじめ三週間は使わない方がよく、与える時は、少しづつ与えていくと方がよい。豚、牛には乾いたものにして、五〇%程度まで与えられる。

しかしサツマイモは、水分が七〇%、デンプン価は二〇〜二五%であり、タンパク質が少いので、その不足する量と、カルシュームを充分に補足しなければならない。

農地の転用は先に許可を受けてから

町農業委員会

農地の使用目的を変更して、宅地又は山林等にする場合は、転用する前に農業委員会の議決を経て県知事の許可をうけなければならない事は有地を転用する場合）全第五条（所有権を移転して転用する場合）の申請は県で現地調査をし、知事の許可があって始めて効力を発する訳であります。

農地の無断転用は、法によって罪則があり場合によっては工作物の撤去等もしなければなりませんので、転用の場合は必ず事前に許可を受けて御注意申うけてからにいたしません。

なかには申請しても農業委員会の議決があると工事に着手するむきも見受けられますが、農地法第四条（自己の所有地を転用する場合）全第五条（所有権を移転して転用する場合）の申請は県で現地調査をし、知事の許可があって始めて効力を発する訳であります。

農地の無断転用は、法によって罪則があり場合によっては工作物の撤去等もしなければなりませんので、転用の場合は必ず事前に許可を受けて御注意申

◎警察官募集◎

第10回千葉県警察官巡査の採用試験をつぎのとおり行なう。

(1)受験申込み期間　自昭和36年9月21日　至昭和36年10月20日

(2)採用予定人員　約120名

(3)受験年齢　昭和12年4月2日から昭和19年4月1日までに生れた男子に限る

(4)受験場　八日市場市合同庁舎（電話37番）

(4)受験手続き　警察官募集下さい

統合中学校の修学旅行について

六月の梅雨前線豪雨のため、延期されていた統合中学校第二回の修学旅行は、四校舎二八五名の参加者により、八月三十一日、九月一日、二日の二泊三日の日程で実施されました。学校統合の成果を一層盛り上げるべき各校生徒

（三津浜水族館にて）

間の親睦と融和をはかるための旅行とし、四校舎一体となり、既に渡された旅行のしおり、先に良く学んでおいた知識とをもとにして、真剣な眼で物に接し、耳で聞き、光中生徒として集団行動のきまりと、全体の正しい秩序、品位ある行動とによって旅行の目的を充分に達成しました。

教室内では学習でき ぬ事柄を旅行を通して学びとり、人間としての教養を高めると共に、知識の向上そして自分達の住む町と他の地域を比較するなど郷土発展のために役立つ有意義な社会学を教室とは違った新鮮な社会学の想い出となる様な楽しい旅行をしましたと

地方税法の一部改正について

前号において地方税法改正の要旨について述べましたが本号で住民税について改正の概要を述べてみましょう。

住民税

一、個人の市町村民税

1 課税方式

市町村民税の課税方式は現行第一課税方式、第二課税方式、第三課税方式及び第二、第三課税方式ただし書の五ツの課税方式があるが、自主性を強化するとともに課税方式の簡素合理化を図ることを目的として現行の課税方式のうち、所得税額を課税標準とする第一課税方式及び課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課税標準とする第二課税方式を廃止するとともに課税総所得金額を課税標準とする第二課税方式に次のとうり所要の改正がなされた。

2 所得金額の計算

課税の基準となる所得金額の範囲及び算定方法は原則として所得税法の定めるところによるものとする。

ただし寡従者控除制度については所得税において拡充が行なわれるが住民税においては現行のとしたい。

なお道府県民税及び市町村民税の本文方式にあっては白色申告者について新たに専従者控除を設け一人につき五万円の控除を行なうものとした。

3 所得控除

所得金額から控除する項目は、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除及び基礎控除とする（これによる課税方式を「本文方式」とする。ただし市町村は財政上特別の必要がある場合においては所得金額から基礎控除のみをした金額を課税標準とすることができる（これによる課税方式を「ただし書方式」という）。

4 所得控除の金額

所得控除の金額は現行の市町村民税における金額と同額となるように次のとおり定める。

(1)雑損控除額　現行第一課税方式、第二課税方式、第三課税方式及び第二、第三課税方式ただし書の五ツの課税方式があるが、自主性を強化するとともに課税方式の簡素合理化を図ることを目的として現行の課税方式のうち、所得税額を課税標準とする第一課税方式及び課税総所得金額から所得税額を控除した金額を課税標準とする第二課税方式の算定した額。

(2)医療費控除額　現行の所得税法における医療費控除額と同額とする。

(3)社会保険料控除額　現行の所得税法における社会保険料控除額と同額とする。

(4)生命保険料控除額　現行の所得税法における生命保険料控除額と同額とする。

(5)扶養控除額　第一人目の扶養親族七万円（その納税義務者に五万円をこえる所得を有する配偶者があるときは五万円）第二人目以下の扶養親族三万円

(6)基礎控除額　九万円

5 税率

税率は次に掲げる税率に準じて市町村の条例で定める。所得税総所得金額課税退職所得金額又は課税山林所得金額ごとにそれぞれ分離して計算するものとし更に課税山林所得金額については五分五乗の方法によって計算する。

6 税額控除

(1)本文方式採用市町村にあっては納税義務者が障害者、寡婦、又は勤労学生で老年者、寡婦、動労学生である場合、又は障害者である場合、又は扶養親族がある場合、納税義務者が障害者、老年者、寡婦、動労学生である場合又は扶養親族がある場合は○○円を一人標準として税額控除を行なう。

(2)村にあっては、採用市町村であるところは扶養親族の数に応じて税額控除を行なう。

(イ)障害者、老年者、寡婦又は動労学生に対する税額控除については市町村の条例の定めるところにより行なうこと。

(ロ)中告者の事業者又は白色専従者の数に応じて条例で定める金額を控除するものとする。

7 賦課制限

市町村民税所得割額及び道府県民税所得割額並びに所得税額の合計額が課税総額及び所得金額、課税退職所得金額の合計額の八〇%をこえることがないように市町村民税所得割額を制限する。

8 障害者等の非課税の範囲

障害者、未成年者、老年者又は寡婦について前年所得一五万円（現行十三万円）以下である場合は非課税とする。

9 申告

(1)所得割の納税義務者は要する事項を記載した申告書を提出するものとする。ただし給与所得のみの者は申告書の提出を要しない。

(2)所得控除（基礎控除を除く）及び税額控除の申告は原則として納税義務者の申告に基づいて行なうものとする。

二、個人の道府県民税

1 課税方式

市町村民税所得割の課税方式のうち本文方式と同様の課税方式による。

ただし従前の道府県民税と負担を同じくするため税率等について次のとおりとする。

2 税額控除

納税義務者が障害者、老年者、寡婦、動労学生である場合又は扶養親族がある場合は障害者である扶養親族の数に応じ一人につき四、〇〇円の税額控除を行なう。

以上、改正の概要を述べてみました。改正法は昭和三十七年度から実施されますので市町村民税の申告については期日までに提出されるよう特にお願いいたします。

尚本町においては「ただし書方式」を採用しておりますので申添えます。

表　税率の税率

市町村民税	金額	市町村民税の税率	道府県民税の税率
	一万円以下の金額		
	二〇万円をこえる金額		
	二五万円	一一%	一〇%
	二〇万円	一一%	一一%
	二五万円	一一%	一一